

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の 数値目標(案)について

資料No.

I 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○基本指針:令和5年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	304人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	299人	令和5年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み(C=A-B) 削減率(イ=C/A×100)	5人 1.64473684%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数(D) 地域移行率(ア=D/A×100)	19人 6.25%	施設入所からGH等へ移行した者の数

II 地域生活支援拠点の整備

○基本指針:令和5年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。
年1回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	数値
令和5年度末時点の地域生活支援拠点確保	2箇所
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度 3回 令和4年度 3回 令和5年度 3回
考え方(想定される機能、体制等)	
市内にはすでに多機能拠点型施設が1か所存在するため、今後はそれに加え、既存の社会資源を活用し、複数の機関が機能を担う「面的整備」を進めます。	

Ⅲ 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

<p>○基本指針: 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業: 1.30倍以上 ・就労継続支援A型事業: 概ね1.26倍以上 ・就労継続支援B型事業: 概ね1.23倍以上

項目	数 値	考 え 方
令和元年度の一般就労移行者数(A)	27 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	36 人 1.33333333 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
(就労移行支援事業)		
令和元年度の一般就労移行者数(A)	15 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	20 人 1.33333333 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数
(就労継続支援A型事業)		
令和元年度の一般就労移行者数(A)	3 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	4 人 1.33333333 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労する者の数
(就労継続支援B型事業)		
令和元年度の一般就労移行者数(A)	9 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	12 人 1.33333333 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

<p>○基本指針: 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p>
--

項目	数 値	考 え 方
令和5年度就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(A)	36 人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】(A)のうち、就労定着支援事業利用者数(B) 目標値=B/A	26 人 72.2222222 %	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

<p>○基本指針: 令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを旨とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p> <p>※「就労定着率」の定義: 過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合 (H30年度報酬改定の考え方)</p>

項目	数 値	考 え 方
令和5年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	8 箇所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】目標年度末の就労定着率8割以上の事業所の数(B) 目標値=B/A	6 箇所 75 %	令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数

IV 障害児支援の提供体制の整備等

① 障害児支援の提供体制

○基本指針:令和5年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
 ・児童発達支援センター:少なくとも1か所以上
 ・保育所等訪問支援:利用できる体制を構築する。
 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス:1か所以上

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	3箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	1箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	2箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

○基本指針:令和5年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場等の有無
令和5年度末時点での協議の場	有・無
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有・無
考え方(想定される体制等)	

V 相談支援体制の充実・強化等

○基本指針:令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	有無
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有・無
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有・無

VI 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○基本指針:令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	有無	数値(人数あるいは実施回数)
令和5年度末時点での障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無と職員の参加人数	有・無	国・県等が主催する各種研修に概ね年2人以上参加する。
令和5年度末時点での障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	有・無	年間1回以上、関係事業所及び関係自治体等との情報交換会の実施。